

南房総市輸入飼料高騰

緊急継続支援給付金

- 申請要領 -

<受付窓口・郵送申請先>

- 南房総市 農林水産部 農林水産課

住所：〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地

電話：0470-33-1071

【受付時間】

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

<受付期間>

令和6年7月1日（月）～

令和7年3月14日（金）まで

※ 郵送で申請される場合は、令和7年3月14日（金）の消印までが有効となります。

本給付金の交付に当たり取り扱う申請者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律などの規定に基づき適正に管理し、本事業実施のために利用します。

趣 旨

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に円安の影響が加わり、輸入飼料の高騰により厳しい経営状況に直面している畜産事業者を継続的に支援する。

1 対象要件

下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 市内に住所及び畜舎を有していること。
- (2) 家畜を飼養しており、生乳等を出荷していること。
- (3) 輸入飼料を購入及び給餌していること。
- (4) 令和5年分の畜産物販売金額が50万円以上あり、次年度以降も畜産業を継続すること。
- (5) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。
- (6) 「暴力団排除に関する規定」(p5参照)を遵守していること。

2 給付額 対象期間における輸入飼料購入額の5%を交付

令和6年4月から同年12月までを下記の期間に区切り、それぞれの期間における輸入飼料購入額の5%を給付します。

- ① 令和6年4月から同年6月までの期間
- ② 令和6年7月から同年9月までの期間
- ③ 令和6年10月から同年12月までの期間

※給付金は、それぞれの期間ごとに申請してください。

例)

対象期間	輸入飼料購入額
令和6年 4 月～ 6 月分	1, 234, 567 円 A
給付金交付申請額 (A × 1 / 20)	61, 000 円

※ 交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

南房総市輸入飼料高騰緊急継続支援給付金チェックリスト

申請書類一覧		
□ 1	南房総市輸入飼料高騰緊急継続支援給付金交付申請書（請求書） （記載例 1）P3 参照	申請書は、請求書も兼ねています。記載内容に誤りが無いようご注意ください。
□ 2	誓約書 （記載例 2）P4 参照	誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名の欄は、必ず自署でお願いします。
□ 3	振込先口座を確認できる書類 （通帳の写し）	口座名義人は、申請者名と一致するようにしてください。申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状（任意様式）が必要となります。
□ 4	本人確認書類	運転免許証、個人番号カード、パスポート等いずれか一つの写し。（記載された住所が申請書住所と同一のもの）
□ 5	算定根拠の分かる書類の写し	申請期間の算定根拠の分かる書類の写し （輸入飼料購入証明書または領収書等）
□ 6	令和 5 年分の畜産物販売金額が 50 万円以上あることが分かる書類	令和 5 年分の確定申告書（決算書）の写し
□ 7	生乳等を出荷していることが分かる書類	出荷伝票等の写し。 （申請名義と同一のもの）
□ 8	「暴力団排除に関する規定」 （申請要領 P5 参照）	/

第1号様式（第4条関係）

輸入飼料高騰緊急継続支援給付金交付申請書（請求書）

南房総市輸入飼料高騰緊急継続支援給付金交付要綱第2条の交付対象者に該当するため、第4条の規定により給付金を申請します。なお、下記記載事項及び添付資料の内容については、事実と相違ありません。また、第5条の規定により給付金の交付が決定した場合、別添の口座へ振り込みをお願いします。

令和〇年 〇月 〇〇日

南房総市長 宛

法人の場合は代表取締役印鑑
組合の場合は組合長印鑑

申請書は、請求書も兼ねています。金額の訂正は出来ませんのでご不明な点がありましたらご相談ください。

申請者住所 南房総市富浦町青木28番地

氏名（代表者） 〇〇 〇〇 ⑨

連絡先 0470 33

算定根拠の分かる書類の写しなどを参考に記入ください。

- 1 交付申請及び請求額 610,000 円
- 2 算定根拠

対象期間	輸入飼料購入額
令和6年 4月～ 6月分	1,234,567 円 A
給付金交付申請額 (A×1/20)	610,000 円

※ 給付金交付申請額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、給付金の額は、10,000円以上とする。

3 添付書類

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 振込先口座を確認できる書類
- (3) 本人確認書類
- (4) 令和5年分の確定申告書類の写し
- (5) 令和6年度に生乳等を出荷していることが分かる書類の写し
- (6) 算定根拠の分かる書類の写し

輸入飼料購入先で証明された輸入飼料購入証明書又は購入金額がわかる領収書等の写し

※ 2回目以降、令和6年度輸入飼料高騰緊急継続支援給付金交付決定者は、当該交付決定書の写しを添付することで、(2)～(5)の書類が省略できます。

4 振込先（口座名義人が申請者と異なる場合は記入ください。）

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種目	1 普通 2 当座 3 ()	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

第2号様式（第4条関係）

誓約書

私は、輸入飼料高騰緊急継続支援給付金の申請をするに当たり、下記内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、給付金の交付を受けられないことについて、異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請内容に虚偽はありません。
- 2 現在、事業を営むに当たり、関連する法令及び条例等を遵守しています。
- 3 申請時点において、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料、介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納はなく、当該市税等の調査について同意いたします。
- 4 現に輸入飼料を購入及び給餌しています。
- 5 次年度以降も畜産業を継続します。
- 6 私は、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である者ではありません。また、それらと密接な関係を有していません。

誓約内容を確認の上、□にチェックしてください。

令和〇年 〇月 〇〇日

南房総市長 宛

自署してください。

申請者住所 南房総市富浦町青木28番地

氏名（代表者） 〇〇 〇〇

連絡先 0470 33 1071

※申請者が自署してください

4 交付の決定等

申請書類の審査の結果、本給付金を交付する旨を決定したときは、後日、交付決定通知書を送付いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由を通知します。

その他留意事項

本給付金の交付後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の返還請求をいたします。この場合、申請者は給付金を返金することとなります。

- 1 市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、交付対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- 2 交付対象者は、本給付金の申請にかかる書類一式について、全ての根拠書類を備えておかなければなりません。

暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（6）関係）

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者